

■現行著作権法（1970年改正）

・映画の著作者とは…

第16条

映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。

・映画の著作権者とは…

第29条

映画の著作物の著作権者は、その著作者が映画製作者に対し、当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

※映画は何故、作家、画家、作曲家等と同様に、自然人の著作者（監督等）ではなく、法人の製作者が著作権者となるのか。

理由①－〈巨額の製作費を回収するため〉

理由②－〈上映等に、多数の著作者（第16条）の許諾が必要となり、作品の流通が妨げられるため〉

とされている。

・映画の保護期間は（2003年改正）

第54条

映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。

しかし… 附則第7条などにより、旧法の著作者の死後三十八年か、公表後七十年のどちらか長い方が採用される。

■「旧著作権法」では

「著作者は自然人に限るとすることが正論であるとするならば、映画会社は法人であるから、これを著作者と断定することは妥当を欠く。そこで昭和六年の立法当時は著作者は映画監督であると一応断定し、完成された映画の著作権は映画監督が原始取得するものであるが、彼は映画会社の被傭者乃至専属契約下に在る者であるから、契約に基づき、映画著作権は映画完成と同時に映画会社に移るものとする意見に統一して、国会に臨んだのであるが、国会では本件に関する質問を受けなかったので、答弁説明の機会なくして終わった」

小林尋次（旧内務省警保局図書課）著
「現行著作権法の立法理由と解釈」（昭和33年 文部省発行）

旧著作権法では、監督は著作者であり、著作権者と見做されていた。従って、保護期間も著作者（監督）の死後38年となっていた。

・小林尋次氏の学説は、現在も生きている…

平成19（2007）年9月、旧著作権法時に製作された黒澤明監督（1998年没）の「姿三四郎」（1943年・東宝）、「羅生門」（1950年・大映）等の廉価DVD販売の差し止め訴訟では、2003年に改正された「公表後70年」がそれまでの「公表後50年」の起算年1953年以前に及ぶかどうか論争にもなりましたが、著作者（監督）の死後38年の保護期間が認められて、東宝、角川映画が勝利しました。その判決には、前記小林氏の説を述べ、「この事実によれば、昭和6年改正の立法者意志は、映画の著作物の著作者は映画監督らとするものであったことが認められる」（平成19年9月14日東京地裁判決「黒澤映画（角川映画・羅生門等）廉価版DVD」事件）と記されています。

しかし、平成19（2007）年12月18日の同じ廉価DVD版の「シェーン」（製作・公表1953年、ジョージ・スティーブンス監督1975年没）事件の最高裁判決では、〈著作者の死後38年〉を主張しなかったパラマウント社と東北新社が敗訴しています。

第六十三回国会 衆議院 文教委員会著作権法案審査小委員会議録第四号

昭和四十五年四月一日(水曜日)

午前十時二十分開議

出席小委員

小委員長 高見 三郎君

小沢 一郎君

塩崎 潤君

松永 光君

吉田 実君

小林 信一君

麻生 良方君

河野 洋平君

谷川 和穂君

森 喜朗君

川村 経義君

正木 良明君

出席政府委員

文部政務次官 西岡 武夫君

文化庁次長 安達 健二君

文教委員長 八木 徹雄君

文教委員 山原健二郎君

参考人 (社団法人日本レコード協会会長) 安藤 穰君

参考人 (協同組合日本映画監督協会常務理事) 大島 渚君

参考人 (日本芸能実演家団体協議会常任理事) 紙 恭輔君

参考人 (日本シナリオ作家協同組合理事長) 橋本 忍君

参考人 (日本映画製作者連盟映画法制審議会委員長) 馬淵 威雄君

文教委員会調査室長 田中 彰君

四月一日

小委員森喜朗君三月三十日委員辞任につき、そ

の補欠として森喜朗君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日 小委員伊藤卯四郎君同日小委員辞任につき、その補欠として麻生良方君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件
著作権法案(内閣提出第三九号)

○高見小委員長 これより著作権法案審査小委員会を開会いたします。

著作権法案を議題とし、審査を進めます。

本案について、まず参考人より御意見を聴取することにいたします。

本日御出席をいただきました参考人の方々は、社団法人日本レコード協会会長安藤穰君、協同組合日本映画監督協会常務理事大島渚君、日本芸能実演家団体協議会常任理事紙恭輔君、日本シナリオ作家協同組合理事長橋本忍君、日本映画製作者連盟映画法制審議会委員長馬淵威雄君、以上五名の方であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

十分忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

なお、各位に念のため申し上げます。御意見の発表の時間は、お一人約十五分間程度とし、その後小委員各位からの質疑があれば、お答えをお願いいたします。

また、御発言の際は、そのつど小委員長に許可を受けることになっており

ますので、以上お含みの上、よろしく御願いたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。

最初に大島参考人にお願いたします。

○大島参考人 映画監督というのはたいへん特殊な職業でございます。日本で二百二十人くらいしかいないのですけれども、それがみんな集まっています。協同組合日本映画監督協会というのをつくっております。私は、その常務理事をしております大島渚でございます。

きょうは監督協会を代表して意見を述べさせていただきます。映画をつくる場合には、監督だけでなく、撮影、照明、美術、あるいは録音、編集、それからたいへんたくさんの方々の俳優さんと、多くの人間が映画をつくることに携わっておるわけです。そういう人たちをいっしょに代表しようという気持ちで意見を述べさせていただきます。

まず最初に、この新しい著作権法案全体についての私どもの意見でございますけれども、私どもから見ますと、今回の著作権法案というのは、随所に著作者の権利を保護するという意味で有意義な規定もあるわけでありまして、それに反対の部分も少なくない、そういうふうに考えるわけですが、そもそもこの著作権法案というものは、著作者の権利の保護のためのものであるというところが、日本も加盟しておりますベルヌ条約においても、はっきりと規定されておるわけですね。ところが、その著作者の権利の保護のためである著作権法案を、今回の法案におきましては、どちらかといえば、この著作権を、いろんな各種の関係を調整する、何か調整法、あるいはひどくいえば著作権の制限法、さらにひどくいえば、著作権を擁護するのじゃなくて、利用者を保護する利用者保護法と化しているというふうな感じがするわけ

です。その一番はつきりした条項が、この新しい著作権法案の第一条に一言入っております。この中に「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」という文言が入っております。私、はつきり言って、この文言は要らないのじゃないか、そういうふうにご考慮のわけです。つまり著作権法というものは、あくまで著作者の権利の保護のためのものである。これを公正に利用するということは、あくまで副次的な問題であると思っております。にもかかわらず、この副次的な問題が正面に出てまいります。著作者の権利が不当に奪われている部分が多過ぎる。やはり同じ第一条において、著作権法によって「文化の発展に寄与する」と、こう書いてありますけれども、むしろ私どもは、これは文化の発展を阻害する悪法案であると、そういうふうにご考慮のわけです。

以上が、今回の著作権法案全体に関する私どもの意見でございますけれども、そういうふうな悪法案であるというところが、映画においては非常に重要な点でございます。その最も端的なあらわれが、この著作権法案の第二十九条であります。第二十九条を見ていただきます。この第二十九条は、映画の著作権の帰属という条項でございます。ここに、このように書かれております。「映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」つまり簡単に言いますと、映画の著作権というものは、映画の著作人——映画の著作人というのとはだれであるかというところについては、前のほうに例示があるわけですが、いづれにしても、この場合、法案は共同で大ぜいの著作者がいるというふうにご規定しております。と

にかく映画をつくった人間からその著作権を取り

上げて、映画製作者に帰属させてしまふ、こういうことになっておるわけです。この場合、映画製作者というのは何かといふと、これはすなわち映画会社であるといふことが、いろいろな提案理由その他の御説明の中ではつきりしておられます。つまりこれは映画会社であつて、したがつて

著作者がつくつた映画の著作権を映画会社に渡してしまふ、これを取り上げて映画会社にやつてしまふという、むちゃくちゃな条項が入つておるわけです。どうしてこういう条項が入つたか、われわれとしてはたいへん疑問に思つておるわけですけれども、一応提案理由の中には、こういうことがいわれております。提案理由といふのは、この著作権法案の提案理由の中に述べられておる文章でありますけれども、この中で、なぜ映画の著作権を映画製作者に帰属させたかという理由として、

「映画の著作者の多様性」といふこと。つまり映画はいろいろな人間がつくつて、非常に著作者が大ぜいいるという問題。それから第二に、「映画の製作における映画製作者の寄与の大きいこと」といふのがあります。おそらくこれはお金のことだろつと思つておる。三番目に、「映画の利用を容易ならしめるため、権利を集中させる必要がある」といふことがいわれておる。つまりこの理由を見ますと、明らかに利用ということに重点を置いておるといふことが、はつきりします。したがつて、ここでは著作者の権利を保護するよりも、利用ということに重点を置いておる。これは全く著作権の条項としては、非常におかしいと私たちは考えざるを得ない。

そもそも著作権と申しますのは、これは人間の私権——私の権利の一つでありますけれども、私権のうちで、これは財産権に属するものであるといふふうに考えられておる。したがつて、これは憲法二十九条によつて絶対に保護されておる。これをあえて著作権法案は奪おうとしておる。これは財産権を保護した憲法の条項が二十九条ですね。この映画の著作権を映画の著作

者から奪つて会社に与えてしまふというのが、同じくこの著作権法の二十九条といふのは、ふしぎな暗合でありますけれども、まさにこの二十九条によつて私どもが本憲法的に持つておる財産権といふものを奪おうとしておるといふふうに、われわれは考えざるを得ないわけですね。

つまり結論は、この著作権法案をつくるために、著作権制度審議会が昭和三十七年の四月に発足いたしましたして、昭和四十一年の四月に答申が出ておられます。この答申の段階でこういう意図がはつきりと出た。それ以来、私どもの監督協会は、終始一貫これについて反対をいたしました。したがつて、いろいろな所轄官庁が文化庁になりました。しかし、なかなかこれは変わらない。それからほかの団体も、いろいろな意見があるのですけれども、この二十九条だけは絶対反対ということをやつとやつてまいつたわけですね。また、批評家の先生方も、いろいろな御意見の方があります。たとえば映画の著作者はだれかという問題になりますと、だれを含むべきである、あるいはだれを除くべきかといふ、うるさい問題があると思つておる。それだけではなく、いろいろなうらなうらなうの内部事情がありながら、みんな一致して、この二十九条だけはひどいのではないかといふことをやつとやつてきたわけですね。したがつて、これは二十九条に関しては、私の知つておる限りでは、映画会社以外に賛成者はないと言つてもいいほどのものであつたわけですね。にもかかわらず、この条項といふものは、昭和四十一年の四月に答申が出ておる、すぐ第一案といふものが出来まして、

現在出ておるものは、去年の国会に一たん提出されました第六次案とほぼ同じもので、大体六回変わつておるわけですね。映画に關するほかの条項は、いふぶん変わったけれども、この条項だけはほとんど変わらなかつた。そういう意味でも、この条項が非常に問題があると言つておる。この二十九条が、一回だけ変わったことがある

のです。それはこの六次案になります前の第五次案、昭和四十三年の四月二日に閣議決定されておられます。しかし、これは国会に出なかつた。この第五次案におきましては、映画製作者に帰属させてしまふといふこの条項の上に、「契約に別段の定めがない限り」といふ譲歩句が入つておつたわけですね。譲歩句といふのは、留保句といふわけです。つまり映画の著作権は映画製作者に渡してしまふのだけれども、契約で別に定めがあつた場合には必ずしもそうはならないといふ留保句があつたわけですね。これはどういふことかといふと、たとえば私どもが映画をとる契約をいたします。そのときに、著作権の全部を私のほうに残させてくれといふ交渉をすることがあります。それでそれを成立させることができる。でも、おそらく現在の映画会社と私どもの力関係では、とてもそんなことはできません。大体できるのは、せいぜい著作権の一部をわれわれのところに留保すること。これは簡単に言いますと、たとえば海外に配給する権利だけはこつちに残させてくれ、あるいはテレビに放映する権利は残させてくれとか、そういう契約ぐらいはできるのじゃないかといふふうに考へておられます。そういう意味で「契約に別段の定めがない限り」といふ留保句がついておることは、それまでの何にもなかつた第四次案までに対して、たいへん進歩だとほくらは考へる。

では、なぜ一体第五次案においてこの留保句がついたかといふ問題があります。それについて昭和四十三年の八月三十一日に、映画会社の連合団体でありますところの映連が、文化庁の佐野著作権課長をお呼びして一問一答をやつておられます。その中で佐野課長のお答えの中では、こういう説明がなされておられます。なぜ「契約に別段の定めがない限り」といふ留保句を入れたかといふ問題ですね。最終段階で、これは法制局との討議でこの留保句を入れたんだといふふうに佐野課長はお答えになつておられます。なぜ入れたか——法制局との討議で入れたわけでありまして、その理由は何か。問題点が二点あつた。第一は、関係当事者

の意思に全くかわり合ひなしに著作権を映画製作者に移してしまふことは、法律論としては問題があるといふふうに佐野さんはおっしゃつておられます。おそらくこれは憲法との関係であつたのだらうと私は考へます。第二点は、現状では、関係当事者間で契約による権利の処理が行なわれておる、それを全く否定する形で法文を書くことは好ましくない。この二つの理由で、「契約に別段の定めがない限り」といふ留保句を入れたんだといふ御説明がなされておりました。これが第五次案だつたのです。

ところが、これが昨年国会に出されるにあたりまして、ほくらの印象では、一夜にしてひっくり返つてこの譲歩句がなくなつた。この留保句がなくなつたわけですね。で、もとのとおり、要するに何が何でも映画の著作権は映画製作者に渡してしまふんだといふ条項に戻つたわけですね。なぜそんなつたかは、私は存じません。しかし私、かつて佐野課長といろいろお話をしましたときに、大

の意思に全くかわり合ひなしに著作権を映画製作者に移してしまふことは、法律論としては問題があるといふふうに佐野さんはおっしゃつておられます。おそらくこれは憲法との関係であつたのだらうと私は考へます。第二点は、現状では、関係当事者間で契約による権利の処理が行なわれておる、それを全く否定する形で法文を書くことは好ましくない、こういうふうにおっしゃつておられる。そのように考へたといふことは何かといふと、たとえば、現在よくテレビで古もの映画を上映しておられます。ことにこれは昭和三十年以前につくられた映画も、ほとんど放映されておるわけですね。この映画がつくられたときには、まだテレビといふものがなかつた。したがつて、監督と会社の契約の中に、当然テレビで放映するという問題は含まれてなかつたわけですね。そのまゝテレビで放映するといふ新たな事態が起きまして、この中でテレビ放映といふことは考へてなかつたんだから、これについてはやはり新しく契約関係を結ばなければいけないのじゃないかといふことになりまして、いま映画会社の連合団体であります映連と監督協会あるいはシナリオ作家協会、それぞれ協約のようなものを結びまして、一回放映することにお金を幾らもらつておるわけですね。そういう意味で、ここにおつちやつておるような関係当事者間の契約による権利の処理が行なわれておる。それを全く否定する形で法文を書くことは好ましくない。この二つの理由で、「契約に別段の定めがない限り」といふ留保句を入れたんだといふ御説明がなされておりました。これが第五次案だつたのです。

ところが、これが昨年国会に出されるにあたりまして、ほくらの印象では、一夜にしてひっくり返つてこの譲歩句がなくなつた。この留保句がなくなつたわけですね。で、もとのとおり、要するに何が何でも映画の著作権は映画製作者に渡してしまふんだといふ条項に戻つたわけですね。なぜそんなつたかは、私は存じません。しかし私、かつて佐野課長といろいろお話をしましたときに、大

の意思に全くかわり合ひなしに著作権を映画製作者に移してしまふことは、法律論としては問題があるといふふうに佐野さんはおっしゃつておられます。おそらくこれは憲法との関係であつたのだらうと私は考へます。第二点は、現状では、関係当事者間で契約による権利の処理が行なわれておる、それを全く否定する形で法文を書くことは好ましくない、こういうふうにおっしゃつておられる。そのように考へたといふことは何かといふと、たとえば、現在よくテレビで古もの映画を上映しておられます。ことにこれは昭和三十年以前につくられた映画も、ほとんど放映されておるわけですね。この映画がつくられたときには、まだテレビといふものがなかつた。したがつて、監督と会社の契約の中に、当然テレビで放映するという問題は含まれてなかつたわけですね。そのまゝテレビで放映するといふ新たな事態が起きまして、この中でテレビ放映といふことは考へてなかつたんだから、これについてはやはり新しく契約関係を結ばなければいけないのじゃないかといふことになりまして、いま映画会社の連合団体であります映連と監督協会あるいはシナリオ作家協会、それぞれ協約のようなものを結びまして、一回放映することにお金を幾らもらつておるわけですね。そういう意味で、ここにおつちやつておるような関係当事者間の契約による権利の処理が行なわれておる。それを全く否定する形で法文を書くことは好ましくない。この二つの理由で、「契約に別段の定めがない限り」といふ留保句を入れたんだといふ御説明がなされておりました。これが第五次案だつたのです。

ところが、これが昨年国会に出されるにあたりまして、ほくらの印象では、一夜にしてひっくり返つてこの譲歩句がなくなつた。この留保句がなくなつたわけですね。で、もとのとおり、要するに何が何でも映画の著作権は映画製作者に渡してしまふんだといふ条項に戻つたわけですね。なぜそんなつたかは、私は存じません。しかし私、かつて佐野課長といろいろお話をしましたときに、大

北京の外交会議には、日本芸能実演家団体協議会の野村萬会長も出席をし、次のようなメッセージを述べたと聞いております。

世阿弥は「能の出でくる当座に、見・聞・心の三つあり」という言葉を残しています。視覚美による成果、聴覚に訴える成果、感覚美を超えた内面性による成果を挙げ論じたものです。現代に敷衍してなお、芸能のすべてを包含し、その真髄を的確に言い得たものとして、広く芸能に関わる者の傾聴すべき論であるように思われます。「見」を主とする芸能、「聞」を主とする芸能、その主眼とするところは異なるうとも、所詮「心」なくしては成り立つべくもなく、はたまた、その比重はともかくも三者具備してこそ真の芸能といふべきではなからうかと思っております。

このことを条約に転じて考えると、一九九六年には「聞」に関するWPPPTが成立しており、今回の外交会議で「見」に関する条約が生まれると、今度は「心」が課題になります。「心」は国内法にあります。この三者具備することこそ実演家にとって肝要であります。

野村会長は、心は国内法だと言っております。国内法の一層の再検討が必要になっている。文化芸術振興基本法には、芸術家の地位向上も規定されておりあります。

今こそ実演家の財産権の付与について検討を進めるべきだと考えますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○下村国務大臣 お聞きしていて、世阿弥の例えは、大変に説得力がある例えを使われているなどというふうに思いました。

今、例えばCDなどに録音されている歌手の歌などの音の実演と、それから、DVDなどに録画されている俳優の演技などの映像の実演について、その取り扱いには差異が設けられているわけでございます。

具体的には、CDなどに録音されている音の実

演については、これを複製、販売したり放送などで利用する場合には、歌手などの実演家の許諾を得るか、報酬の支払いが必要である。これに対して、映画の著作物に録画されている俳優の演技などの映像の実演については、当該録画物をさらに録画する場合や放送などで利用する場合には、実演家の許諾や報酬の支払いは必要ないとされているわけでございます。

これは、映画の著作物は、通常一つの著作物に多くの実演家による実演が含まれている場合が多いというところで、当該映画の著作物の二次利用について、個々の実演家の許諾を不要とすることで映画の著作物の円滑な利用を図り、実演家は、最初の録画の際に、その後の二次利用も含めて対価を得ることとしたものであります。

この対価が適切かどうかというのは議論があるところでございますが、そういうふうには、映像の実演と音の実演、同様の権利を付与するということについては、先ほどから次長から答弁をさせていただいていますが、まずは関係者の合意形成、その状況、それから円滑な利用への影響、そういうことを踏まえながら、必要に応じて検討を行うべきものであると考えておりました。そういう部分から、今後しっかりと注視しながら、対応について検討を考えていきたいと思います。

〔萩生田委員長代理退席、委員長着席〕

○宮本委員 十年間とまってきたまというのほゆほゆしきことですから、しっかりと進めていただきたいと思っております。

映画については、実演家だけでなく、著作者である映画監督にも同様の問題がございます。

映画の著作物については、著作権法上、プロデューサー、監督、撮影監督、美術監督など、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者となります。

これも次長に確認しますが、では、映画の著作物については、著作者の権利のうち、財産権はどのような取り扱いになっておりますか。

○河村政府参考人 今、著作者についての御説明

を頂戴いたしました。映画の著作権は、著作者が映画製作者に対してその映画の著作物の創作に参加することを約束しているときは映画製作者に帰属するものとされております。

これは幾つか理由がございます。従来から、映画製作者と著作者の契約により映画製作者の権利行使にゆだねられていた実態があったことや、映画は、映画製作者がその製作に巨額の製作費を投入し、企業活動として製作、公表するものであること、また、映画監督以外にもプロデューサーや撮影監督など著作者と認められる人々が多数あつて、これらの者全てに権利行使を認めるといふ形にすると円滑な市場流通が阻害されるという事柄が理由となつていと承知しております。

○宮本委員 映画会社が外部の監督等に依頼して映画をつくった場合に、映画の著作物については、もちろん監督も著作権者でありますけれども、その著作者の権利のうち財産権の部分が自動的に監督等の著作者から映画会社に移る。これは著作権法第二十九条の規定でありますけれども、映画会社が財産権を持ち、監督等は著作者人格権のみしかないということになっております。

映画の場合は、俳優などの実演家、著作者である映画監督も、これは財産権がないという非常におかしな状況になつていっているわけです。

これもやはり、少なくとも財産権を付与することも含めて、きちつと当事者間の協議を先ほどの問題と同じように進めるべきだと私は思うんですが、これも大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○下村国務大臣 映画監督は映画の著作者としての地位を有しておりますが、映画の著作権は、著作者が映画製作者に対してその映画の著作物の創作に参加することを約束しているときは映画製作者に帰属するものとされていっているわけでございます。

このように、映画製作者に著作権を帰属させているのは先ほど次長から答弁があつたとおりでございますが、映画製作者の権利行使に委ねられて

いたというこれまでの実態が、つまり映画製作者と著作者の契約等にあつて、今までの経緯、それから、映画は、映画製作者がその製作に巨額の製作費を投入し企業活動として製作、公表するものである、また、映画監督以外にもプロデューサーや撮影監督など著作者と認められる者がたくさんいて、これらの者全てに権利行使を認めると円滑な市場流通が阻害される、そういう理由だったわけでございます。

今後の映画の著作物の著作権を映画監督に与えることについてはありますが、関係者のそういう意味でのやはりこれは合意形成の状況、また、映画の円滑な市場流通への影響、こういうことを踏まえながら、今後必要に応じて検討を行うべきものであるというふうでございます。

○宮本委員 先ほどのワーキンググループがつくられていたときには、映画監督の権利に関する法制、契約システムの整備のための協議の場というものも置かれておつたわけです。これもとまってきたまになっております。しっかりとそういう場を設けるように求めておきたいというふうに思うんです。

今回の法改正とは直接関係ないんですが、先日の参考人質疑で、写真家の瀬尾参考人と写真の著作権の問題を取り上げてやりとりがあつたので質問しておきたいと思つてます。

写真の著作権をめぐっては、保護期間が文芸作品に比して短くなつております。特に、現存者の一九五六年以前の著作権が消滅する事態が生じているという問題があります。一昨日の参考人質疑でも、私が我が党の山原健二郎議員のかつての質問を紹介して、日本写真家協会の田沼武能会長が、この作品は著作権が切れているので使用料は払いませんと言われ、私はまだ生きていますよ、ただで使われちゃたまるなとおっしゃつたというエピソードを紹介してお聞きしたら、瀬尾太一参考人も、これは引き続き強い要望だと答えておられました。

写真の著作権の保護期間、特に、現存者の著作

映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン

2023年3月

一般社団法人日本映画製作者連盟
協同組合日本映画製作者協会
協同組合日本映画監督協会
協同組合日本映画撮影監督協会
協同組合日本映画・テレビ照明協会
協同組合日本映画・テレビ録音協会
協同組合日本映画・テレビ美術監督協会
協同組合日本映画・テレビ編集協会
協同組合日本映画・テレビスクリプター協会
協同組合シナリオ作家協会
一般社団法人日本映画制作適正化機構

●諸外国の映画支援機関について (※数字は2019年データに基づく)

(2019年データに基づく)	フランス	イタリア	ドイツ	イギリス	アメリカ	カナダ	台湾	韓国	日本
									
支援団体	CNC	MIC	FFA	BFI	各州のFC	Telefilm Canada	文化部	KOFIC	なし(各省庁)
支援の総予算	913億円(€6.94億) (うち映画410億円)	620億円 (€4億7,100万)	375億円 (€2億8500万)	146億円 (£9,520万)	—	113億円 (1億2,600万カナダドル)	28億円 (6億2,200万台湾ドル)	269億円 (₩2,695億)	80億円 (映画35億円)
支援金の内訳	チケット(23%) テレビ(70%) ビデオ(5%)	文化省100%出資	チケット・ビデオ・ テレビ・金利・融資 回収他で100%	国家予算(22%) 宝くじ・ナショナル アーカイブ運営・寄 附(78%)	公的支援は州ごと。 税優遇など。 自国映画シェア率 92.5%で世界一	国家予算(81%) ファンドマネジメン ト・投資(19%)	文化部(100%)	国家予算(62%) チケット・利子収 入など(38%)	国家予算(100%)
年間製作本数	301本	325本	265本	185本	814本	153本	57本 (公開本数)	約200本 (公開502本)	689本(公開本数)